

○ 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第3 事業の内容</p> <p>事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象要件</p> <p>(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、T P P等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画（以下「経営展開計画」という。）について別記様式第1号を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培</u></p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象要件</p> <p>(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、T P P等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画（以下「経営展開計画」という。）について別記様式第1号を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）</p>

方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。)

(2) (略)

3・4 (略)

5 融資枠

(1) 農業経営基盤強化資金

7,280億円

(2) (略)

6 (略)

第4 (略)

第5 利子助成金の交付の停止及び返還

1 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 交付対象者が農業経営基盤強化促進法第13条第2項の規定により農業経営改善計画の認定を取り消されたとき

別記様式 第1号(第3の2関係)

経営展開計画(兼取組確認表)  
(略)

該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 <input type="checkbox"/> <u>目標地図に位置付けられた者</u> <input type="checkbox"/> 地域における継続的な農地利用を図
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) (略)

3・4 (略)

5 融資枠

(1) 農業経営基盤強化資金

6,420億円

(2) (略)

6 (略)

第4 (略)

第5 利子助成金の交付の停止及び返還

1 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 交付対象者が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条第2項の規定により農業経営改善計画の認定を取り消されたとき

別記様式 第1号(第3の2関係)

経営展開計画(兼取組確認表)  
(略)

該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 (新設) <input type="checkbox"/> 地域における継続的な農地利用を図
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	る者として市町村が認める者 (略)		る者として市町村が認める者 (略)
(記入例)	経営展開計画 (兼取組確認表) (略)	(記入例)	経営展開計画 (兼取組確認表) (略)
該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 <input type="checkbox"/> 目標地図に位置付けられた者 <input type="checkbox"/> 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者	該当する項目にチェック	<input type="checkbox"/> 実質化された人・農地プラン等の中心となる経営体 <input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 (新設) <input type="checkbox"/> 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者
(略)	(略)	(略)	(略)
確認資料	(記入例A) 倉庫の設計書、見積書等 (記入例B) 加工場兼直売所の設計書、見積書等 (記入例C) 見積書等 (記入例D) 省力化機械の契約書等	確認資料	(記入例A) 倉庫の設計書、見積書等 (記入例B) 加工場兼直売所の設計書、見積書等 (記入例C) 見積書等 (記入例D) 省力化機械の契約書等
(略)	(略)	(略)	(略)
	収支計画 (個人) (略) ※ 農業経営改善関係資金基本要綱 (平成14年7月1日経営第1704号農林水産事務次官依命通知) 別紙1の(1)により、経営改善資金計画書を作成されている方は、省略できます。		収支計画 (個人) (略) ※ 農業経営改善関係資金基本要綱 (平成14年7月1日経営第1704号農林水産事務次官依命通知) 別紙2の(1)により、経営改善資金計画書を作成されている方は、省略できます。
	収支計画 (法人) (略) ※ 農業経営改善関係資金基本要綱 (平成14年7月1日経営第		収支計画 (法人) (略) ※ 農業経営改善関係資金基本要綱 (平成14年7月1日経営第

1704号農林水産事務次官依命通知) 別紙1の(2)により、経営改善資金計画書を作成されている方は、省略できます。

1704号農林水産事務次官依命通知) 別紙2の(2)により、経営改善資金計画書を作成されている方は、省略できます。

附 則 (令和5年3月31日4経営第3009号)  
この通知は、令和5年4月1日から施行する。